

令和4年2月9日

問 合 せ 先	中区役所建築課 (504-2579)
	東区役所建築課 (568-7745)
	南区役所建築課 (250-8960)
	西区役所建築課 (532-0950)
	安佐南区役所建築課 (831-4953)
	安佐北区役所建築課 (819-3938)
	安芸区役所建築課 (821-4929)
	佐伯区役所建築課 (943-9745)
	(都市整備局建築指導課 504-2288)

## 建築確認申請等手数料の免除

### 1 支援策の内容

#### (1) 建築物

災害により建築物を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自らが使用するために行う建築又は大規模の修繕の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料を免除します。

#### (2) 擁壁

災害により擁壁を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自らが使用する土地の復旧のために行う擁壁の築造の確認申請手数料及び完了検査申請手数料を免除します。

### 2 要件等

発生した災害が災害救助法の適用を受けたもの（免除）

### 3 手続きの方法等

確認申請手数料等減免申請書及び罹災証明書の写しの提出

### 4 その他

対象期間は、災害の発生の日から令和4年8月11日までに建築、大規模修繕、又は築造を行うもの